

医療的ケアが必要な障がい者の居住の場について

「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」の実施について

1 目的

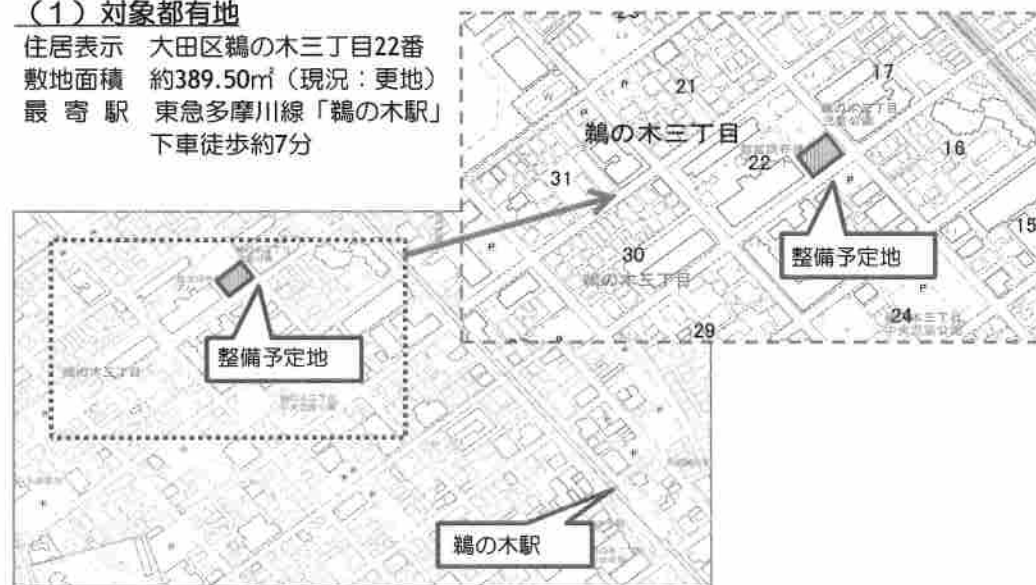
東京都が所有する未利用の土地を活用して、たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい者を含む重度の障がい者の居住の場を確保する。

また、在宅の障がい者の主治医としての機能を有する診療所を併設する。このことで、障がい者の地域での暮らしを支える地域生活支援拠点の更なる充実を図る。
〔参考：「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」とは、地価が高く用地の確保が困難な都市部で、福祉のインフラ整備の促進を図るため、都有地を低廉な価格で貸し付け、福祉サービス事業所等の整備促進を図る東京都の事業である。〕

2 整備事業

(1) 対象都有地

住居表示 大田区鷺の木三丁目22番
敷地面積 約389.50㎡（現況：更地）
最寄駅 東急多摩川線「鷺の木駅」
下車徒歩約7分



(2) 整備事業

民立民営として次の事業を整備する。

- ア 医療的ケアが必要な障がい者を含む重度の障がい者を対象とした共同生活援助事業（定員14名程度）
（医療的ケアを行う支援員の配置を含め、体制を強化した「医療連携型グループホーム」とする。）
主に夜間において共同生活を営む住居において、相談・入浴・排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を実施する。
- イ 上記の共同生活援助事業の利用者のほか、在宅の重度の障がい者等を対象とした予約制の診療所（無床）
当該共同生活援助事業所の利用者のほか、在宅の障がい者の主治医として、診断・治療・健康診断・予防接種及び介護方法の指導等家族の支援を実施する。
また、地域の障害福祉サービス提供事業者等に対しても、主治医として対象者の障がいの特性に応じた助言・指導等を行う。

3 スケジュール（案）

令和元（2019）年7月 住民説明会（都・区共催）
令和元（2019）年8月 事業者の公募
令和2（2020）年1月 事業者の決定
令和2（2020）年12月～令和3（2021）年11月 工事
令和4（2022）年1月 事業開始
※予定であり、変更となる可能性があります。

● 「医療的ケア」とは

法律上の明確な定義はないが、たんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの、在宅で家族が日常的に行っている医療的助動行為を、医師法上の医療行為と区別して医療的ケアと言っている。

● 「グループホーム」とは

少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活を行う居住の場である。料理や洗濯、入居者の相談支援等を行う世話人がおり、入居者の生活に必要な介護や支援は生活支援員が行う。
一般的に、入居者は平日の夕方から朝と休日をグループホームで過ごし、平日の昼間は、ここからそれぞれ通所施設等や会社等へ通う。